



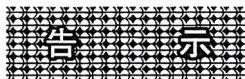
長野県報

8月17日(火)
令和3年
(2021年)
号外

目次

告示

災害救助法の適用地域の指定(危機管理防災課) 1



長野県告示第449号

8月11日から大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)第2条第1項の規定により、令和3年8月15日から岡谷市、諏訪市、上伊那郡辰野町並びに木曽郡上松町、木曽町及び王滝村の区域を災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用地域に指定しました。

令和3年8月17日

長野県知事 阿部 守一

危機管理防災課